

市報ぎょうだ Gyodda

CITY PUBLIC RELATIONS

July.2022

7

No.913



成人年齢引き下げで

変わったこと



変わらないこと

成人年齢の引き下げは18歳、19歳の若者の自己決定権を尊重するものです。できることが増えた一方で、言動に今まで以上に責任が生じます。

ここでは、特に押さえておきたい事項を紹介します。

結婚は男女とも18歳以上

以前までは男女間で心身の発達に差異があることから婚姻年齢に男女差が設けられていました。しかし、社会的・経済的な成熟度の観点からは、男女間に特段の違いはないと考えられるため婚姻開始年齢の差異は解消されました。



10年パスポートが取得可能

子どもは成長の過程で外見が著しく変化することから、5年期限のパスポートしか取得できません。しかし、18歳以上で取得する場合、10年期限も選択できるようになりました。



性別変更は18歳から

性別変更(家庭裁判所へ申請)や重複の国籍の選択(法務局などへ申請)も18歳から可能になりました。

実名報道や裁判員制度参加

少年法の「少年」の定義は引き続き「20歳に満たない者」とされていますが、18歳、19歳は「特定少年」とされます。少年時に犯した罪は報道などが禁止されていますが、特定少年は一部解禁されました。また、令和5年からは裁判員制度の裁判員にも選任されるようになります。



次のページで
もっと詳しく！

親の同意なく契約が可能

携帯電話を契約する、アパートを借りる、クレジットカードを作る、ローンを組んで車を購入するなどができるようになりました。



国民年金加入は20歳を継続

国民年金への加入義務は20歳のまま維持されます。大学などに通っていたり、働いていても収入が少なかったりして保険料を納めることが難しい場合は、「学生納付特例制度」、「納付猶予制度」が引き続き利用できます。



普通自動車免許は18歳のまま

普通自動車の免許などは変わらず満18歳、中型免許は満20歳、大型免許は満21歳以上でそれぞれ取得できます。



成人式は「二十歳を祝う会」

成人式の時期については、法律上の決まりはないため自治体ごとの判断となります。18歳の場合、受験や就職に向けた進路選択の時期であるため、本市を含め多くの自治体が20歳を対象に実施します。



酒やたばこは20歳から

健康被害への懸念や非行防止の観点などから、飲酒や喫煙、競馬の馬券の購入なども従来の年齢を維持することとされています。



成人年齢が18歳になって3カ月、変更点を総復習！

成人年齢を20歳から18歳に引き下げることを内容とする「民法の一部を改正する法律」が平成30年(2018)6月13日に成立し、今年4月1日から施行されました。成人年齢が18歳になってから3カ月が経った今、成人年齢の引き下げの背景や改正のポイントを押さえつつ、今後どのようなことに気を付ければよいのか改めて考えてみましょう。

※「成年年齢」が民法上の表記ですが、ここでは便宜上「成人年齢」を使用します。



日本の「成人20歳」規定のはじまりは？

広辞苑や国語辞典によると「成年」とは、人が完全な行為能力を有し、父母の親権に服さなくなるとみなされる年齢とされています。また「成人」とは成年に達した人間とされています。

歴史は明治9年(1876)までさかのぼり、内閣制度成立以前の明治政府では、国の重要な事柄を最高官庁の太政官で決めていました。そこで交付された太政官布告の第41号に「自今満二十年ヲ以テ丁年ト相定候」という文言があります。20歳で成人とする規定は、その後民法でも制定され、現在まで約140年続いています。

どうして成人年齢が変わったの？

主な理由は「国際標準」と「若い人の社会参加」

平成28年(2016)には、公職選挙法の選挙権年齢や国民投票の投票権年齢が18歳に定められ、18歳、19歳の若者にも国政の重要な判断に参加してもらうための政策が進められてきました。こうした中で、市民生活に関する基本法である民法でも18歳以上を大人として扱うのが適当であると考えられ、改正が行われました。

16

投票に行こう！

7月10日(日)は 参議院議員選挙

未来を創るのは
あなたの1票です。



世界の主流は18歳で成人

成人年齢に関する調査結果がある国・地域のうち(187の国・地域)、成人年齢を18歳以下としている国・地域は141であり約75パーセントに当たります(平成20年8月5日時点)。また、経済協力開発機構(OECD)の35の加盟国のうち、日本を除く32の国が成人年齢を18歳と定めています。

各国の状況を見てみると、アメリカは州によって異なりますが、1970年代に起こったベトナム戦争を背景に、徴兵年齢に合わせ選挙権年齢と成人年齢が21歳から18歳に引き下げられました。一方で、シンガポールでは成人年齢は21歳ですが、21歳の誕生日にすぐに大人になるわけではないという考えのもと、ほとんどの権利制限がなくなる21歳に向けて徐々に権利や義務が増えていくよう定めています。台湾では、2023年1月に日本と同様に成人年齢が20歳から18歳に引き下げられます。



若者だけじゃない! よくある相談をピックアップ

高い商品の支払いは未来の自分に託す?

クレジットカード払い



クレジットカードで支払うことは、後でカード会社によって自分の口座から引き落とされるということです。中でもリボ払いは、高額な商品を購入しても毎月の支払いを一定額に抑えることができる支払方法ですが、手数料が高めに設定されていることが多く、最終支払い額が高額になることがあります。

ここがポイント!

- ✓ 契約時には、リボ専用カードじゃないか、自動リボ設定じゃないかを確認
- ✓ できるだけ手数料のかからない一括払いを選択
- ✓ リボ払いをするならしっかり計画を立てる
- ✓ クレジットカード契約後は毎月の利用明細を必ず確認

「お試し」「1回だけ」のつもりが

定期購入になっていた



定期購入とは、毎月など一定の間隔で決まった商品を自動で購入するサービスです。化粧品や健康食品などよく読まない定期購入と分からないようになっていっていることがあるので注意しましょう。ツイッターやインスタグラムなどSNSの広告から誘導されやすいですが、SNSの広告は再度探すことが難しく、何かあった場合に連絡がとれなくなる場合があります。よく考えてから購入しましょう。

ここがポイント!

- ✓ その商品が市場価格より大幅に安い場合は即決せず一度口コミなどを調べてみる
- ✓ 契約時には支払総額や回数を確認
- ✓ 最終確認画面を印刷したり、スクリーンショットを撮ったりするなどし契約情報を残す(注文後に条件などが変更され契約時の情報を確認できなくなることを防ぐことができます)

専門家に聞く



行田市消費生活センター
いさか まさのり
相談員 **井坂 正則**さん

全国的に18、19歳の消費生活相談数は4月から徐々に増加傾向にあります。情報社会の中では、契約を結ぶ際に内容を読み解く理解力や応用力が必要です。今後若い人々にはさらなる「お金の管理能力」と「ネットリテラシーの向上」が求められるでしょう。また、予防だけではなく、トラブルに巻き込まれてしまったときの解決方法も身につけておきましょう。訪問販売や電話勧誘による契約、エステや学習塾のような継続的に役務の提供が行われる契約などは、誰でもクーリング・オフ制度が利用できます。契約書を受け取った日を含め8日間などの条件があるので、子どもに相談されたときにすぐに対処できるよう大人もしっかり理解しておいてほしいですね。

もし、トラブルに巻き込まれてしまったときには、すぐに家族に相談しましょう。早ければ早いほど解決できる可能性が高くなります。言いにくい、解決できないときには、消費生活センターへ迷わず相談してください。

※同センターへの相談日時は17ページの各種相談をご覧ください。

失敗しないためのヒントはココ!

ネット通販では必ず「**特定商取引法に基づく表記**」を記載することが法律で定められています。ページの最下部などにあり、返品や交換についての規定を確認できます。購入前に確認することで、信用できる相手か判断する手がかりになります。

採用情報 利用規約 プライバシーポリシー **特定商取引法に基づく表記**

| | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| <p>特定商取引法に基づく表記</p> <ul style="list-style-type: none"> ■販売事業者の名称 ○○株式会社 ■販売事業者の住所 China... 物流センター 埼玉県... ■販売事業者の連絡先 ○○○-○○○○ ■支払方法・支払い期限 クレジットカード、代引き、コンビニ決済 ■注文の取消し・返品・交換 商品到着後7日以内、未使用に限る...当社が指定する方法以外の返品は受け付けません。 | <p>海外の会社かどうかもここを見て判断できる</p> |
| <p>連絡先を必ずチェック</p> | <p>法人であるにも関わらず個人口座への振り込みを要求される場合は注意すること</p> |

取り消しなどの条件を確認すること

困ったときの
全国共通番号

消費者ホットライン

い や や
188

知る・学ぶことで防ぐ被害

出前講座を行っています

消費生活センターの相談員が向向き、小学生や中学生へのお金の使い方、インターネットを利用した悪質詐欺、また高齢者を狙った消費者トラブルなど受講者に合わせた内容での講座を行っています。申し込み方法などは市ホームページをご覧ください。



最新情報は国民生活センターのホームページで確認!



市ホームページでも最新の手口を紹介中!



18歳になったら契約は慎重に



こんな言葉に要注意!!



返金保証あり! 芸能人も愛用! 今だけ特別価格!

→商品が届かない、写真と異なるものが届いたなどトラブルが報告されています。通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。事前に返品・解約の条件や販売事業者の連絡先を確認しておきましょう。



チャットで相談にのるだけ! 誰でも簡単に稼げる!

→怪しいアルバイトは報酬を得るために手数料や登録料を次々と支払わされることが予想されます。また「荷受代行」や「荷物転送」のアルバイトの真の目的は、あなたの名義でスマートフォンを購入することです。住所や銀行口座など個人情報は伝えないようにしましょう。



5,000円で全身脱毛! 二重まぶたの手術が1日で!

→誇大広告の可能性があり、高額なサービスへの誘導や施術後腫れが引かないなどトラブルのもと。リスクや副作用が全くないことはありません。医師から説明を必ず受け、その場で契約・施術はやめましょう。

民法では、未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には原則として契約を取り消すことができることとされています。このたびの成人年齢の引き下げによって、新たに18歳、19歳の方が親の同意を得ずにさまざまな契約ができるようになりました。

自分の判断だけで契約できるようになりますが、自由には責任が伴います。自分にとって本当に必要な契約かどうか考え、内容をよく理解し納得した上で決めることが大切です。

契約するときのポイントをチェック!

- ◆ 契約する前によく考え、誰かに相談
- ◆ 「絶対儲かる!」など、うまい話はまず疑う
- ◆ 断るときは「要りません」ときっぱり

アドバイス

「お金がない」という断り方だと借金をさせられたり、クレジットカードを作られたりする可能性があるため注意しましょう。

生徒に聞く



県立進修館高等学校 3年生
生徒会長
いわぶち みずき
岩淵 瑞生さん(17)

「18歳から成人」の印象は。
同じ学校の中で「大人」と「未成年」が混在することが不思議だなと思いました。自由が増えることは

うれしいです。

成人になり楽しみなことは。

洋服が好きなので、クレジットカードでネットショッピングがしたいです。大きな買い物をするときは事前に相談することを、家族と約束しています。

一方で不安に思うことはありますか。

クレジットカードの使い方には気を付けたいです。先に18歳になってクレジットカードを作っている友達もいるのですが、使えたりしないか心配しています。

どんな大人になりたいですか。

幅広い分野でできることが増えるので、モラルや限度を守りながら行動していきたいです。ネットなどあふれる情報の中で、正しい知識を選び抜く目を持った大人になりたいです。

新たに18歳で成人になる高校生
実際の現場はどんなのかな



先生に聞く

県立進修館高等学校 教諭
公民科担当
あらい なつひこ
新井 夏彦さん

指導をする上で気を付けていることは何ですか。

消費者教育の授業で契約について詳しく触れ、18歳から契約無効ができないことは特によく伝えていきたいと思っています。教員も研修などを行い、学校として対策や準備をしています。

指導方法に変化はありますか。

現在の3年生には2年生の時に成人年齢変更に関するリーフレットを配布しましたが、今後は18歳になる前の1、2年生の時に「公共」の授業の中で行い、早めに知識を身につけてもらいます。

生徒や保護者に気を付けてもらいたいことは。

学校では知識やリスクを教えることができますが、実際に近くで見守ったり、トラブル時にリスクが降りかかってくるのは家庭が中心になります。進学に係る奨学金などお金に関わることも増えます。返済計画をしっかり立てるなど、生徒には社会的責任を自覚してもらいたい。一人で判断せず家庭での話し合いも欠かせないようにしてほしいです。

●接種会場

接種会場は、市内16医療機関です。使用するワクチンや接種条件が変更となる場合がありますので、最新の情報は、市ホームページや接種券などに同封されているチラシでご確認ください。



| ワクチン | 会場名 | 所在地 | 予約方法 | | 妊婦の接種 | 備考 |
|---------|-----------------|------------------|---------|------|-------|-----------------------------------|
| | | | 予約システム※ | 直接連絡 | | |
| 武田/モデルナ | 赤井胃腸科 | 門井町2-10-32 | ○ | × | × | 年齢制限あり(18歳以上) |
| | 行田総合病院 | 持田376 | ○ | × | ○ | 年齢制限あり(18歳以上) |
| | 行田中央総合病院 | 富士見町2-17-17 | ○ | × | ○ | 年齢制限あり(18歳以上) |
| | 松原医院 | 長野1-31-10 | ○ | × | × | 年齢制限あり(18歳以上) |
| ファイザー | 川島胃腸科 | 佐間1-18-39 | ○ | × | × | 年齢制限あり(18歳以上) |
| | 行田協立診療所 | 本丸18-3 | ○ | × | × | 年齢制限あり(中学生以上) かかりつけ患者および往診患者優先 |
| | 行田総合病院 | 持田376 | ○ | × | ○ | |
| | 行田中央総合病院 | 富士見町2-17-17 | ○ | × | ○ | |
| | 栗原医院 | 本丸11-35 | ○ | × | × | 年齢制限あり(16歳以上) |
| | 小林内科医院 | 谷郷2026-1 | ○ | × | × | 年齢制限あり(18歳以上) |
| | さかつめ内科医院 | 城西1-6-22 | × | ○ | × | 年齢制限あり(18歳以上) かかりつけ患者のみ |
| | たけうち呼吸と内科のクリニック | 持田3-4-20 | ○ | × | × | 年齢制限あり(18歳以上) |
| | なすクリニック | 忍2-19-1 清水ビル1F | ○ | × | × | |
| | 根本医院 | 行田10-22 | ○ | × | × | |
| | ハピネス診療所 | 長野7296-1 | ○ | × | × | 年齢制限あり(12歳以上) |
| | 南川げんきクリニック | 小見1400-1 | ○ | × | × | |
| | やまかわ内科クリニック | 壱里山町18-6マルオカビル2F | ○ | × | × | 年齢制限あり(18歳以上) かかりつけ患者優先 |
| | 吉田記念山本クリニック | 埼玉4719 | ○ | × | × | 年齢制限あり(12歳以上) |

- ▶**注意事項**
- ・「直接連絡」となっている場合を除き、医療機関への問い合わせはご遠慮ください。
 - ・基礎疾患をお持ちの方は、市外のかかりつけ医で接種できる場合がありますので、市外のかかりつけ医に問い合わせてください。

1～3回目も引き続き接種可能です

1～3回目接種も実施しています。1回目、2回目、3回目接種がお済みでない方は、接種をご検討ください。

●3回目接種の接種間隔が短縮されました。ご予約はお早めに

3回目の接種間隔が2回目接種から5カ月以上経過後に短縮されました。3回目接種の時期を迎えている方で、接種がお済みでない方は早めにご予約ください。

●1～3回目の接種会場

4回目の接種会場と同じです。ただし、初回接種(1・2回目接種)および12歳以上17歳以下の方の3回目接種は、ファイザーを使用する会場となります。

国や県のワクチン集団接種会場(3回目・4回目接種)もご利用ください

国や県が設置しているワクチン集団接種会場での接種が可能です。ぜひご利用ください。詳細は、自衛隊大規模接種会場・埼玉県ワクチン接種センター予約サイトをご覧ください。

〈国〉 〈県〉



5歳～11歳(小児)接種

5歳～11歳の方全員に接種券を送付しました。接種についてご検討された方から接種予約をしてください。なお、これから5歳になる方の接種券は、5歳に達した月に順次発送します。詳細は、市ホームページまたは市報「ぎょうだ」4月号を確認の上、お子さんと一緒に検討してください。

新しいワクチン「武田社ワクチン(ノバボックス)」

武田社ワクチン(ノバボックス)は1回目から3回目の接種で使用可能です。県内の接種会場などの詳細は、県ホームページをご確認ください。



問い合わせ

●接種時期・場所、接種券について

行田市新型コロナワクチン接種コールセンター(相談センター)

☎556-1115

受付時間: 午前9時～午後5時
(土・日曜日、祝日も実施)

▶問い合わせ 健康づくり課 ☎553-0053

●ワクチン接種後の副反応について

埼玉県新型コロナワクチン接種の専門相談窓口

☎0570-033-226(ナビダイヤル)

受付時間: 24時間対応
(土・日曜日、祝日も実施)

●その他、ワクチン接種について

厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター

☎0120-761770(フリーダイヤル)

受付時間: 午前9時～午後9時
(土・日曜日、祝日も実施)

お知らせ 新型コロナウイルスワクチン接種



最新情報は市ホームページでご確認ください。

掲載内容は6月21日現在のものですので、状況により変更となる場合があります。最新情報は市ホームページでご確認ください。

4回目接種

●4回目接種方針

| | |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 接種対象 | ①60歳以上の方(努力義務) ②18歳以上60歳未満の方で、 ・基礎疾患を有する方(※1) ・その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める方 |
| 接種回数 | 1回 |
| 接種間隔 | 3回目接種の完了から5カ月以上経過後 |

●4回目接種の接種券の発送など

国の方針に基づき、接種券を順次発送します。

| 4回目の接種対象 | 接種券の発送など |
|----------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 60歳以上の方 | 3回目接種の完了から5カ月経過する頃、市から発送します。(申請不要) |
| 18歳以上60歳未満で ①基礎疾患を有する方(※1) ②その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める方 | 一部の方を除き、 申請が必要 です。「●接種券の申請方法」に沿って申請してください。 【申請不要の方】 初回接種(1・2回目接種)の際、本市に対して、基礎疾患を理由として「優先接種の申し出」をした方は申請不要です。3回目の接種完了から5カ月を経過する頃、市から発送します。 |

※1 18歳以上60歳未満の方のうち、基礎疾患を有する方の範囲

1 次の病気や状態の方で、通院/入院している方

1. 慢性の呼吸器の病気
2. 慢性の心臓病(高血圧を含む)
3. 慢性の腎臓病
4. 慢性の肝臓病(肝硬変など)
5. インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病または他の病気を併発している糖尿病
6. 血液の病気(ただし、鉄欠乏性貧血を除く)
7. 免疫の機能が低下する病気(治療中の悪性腫瘍を含む)
8. ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている

9. 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患

10. 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態(呼吸障害など)
11. 染色体異常
12. 重症心身障害(重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態)
13. 睡眠時無呼吸症候群
14. 重い精神疾患(精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している(※2)、または自立支援医療(精神通院医療)で「重度かつ継続」に該当する場合)や知的障害(療育手帳を所持している場合)(※2)

2 基準(BMI 30以上)を満たす肥満の方 (BMI=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m))

※2 精神障害者保健福祉手帳または療育手帳を所持している方は、通院または入院をしていない場合も、「基礎疾患のある方」に該当します。

●接種券の申請方法

3回目接種日から5カ月経過する頃、健康づくり課(保健センター内)または高齢者福祉課で配布している「接種券発行申請書(新型コロナウイルス感染症)【4回目接種】」(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入の上、直接申請してください(郵送可)。

▶**必要書類** ・本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、在留カードなど)

・追加接種(3回目接種)の接種済証、接種記録書または接種証明書

▶**申請先** 健康づくり課(保健センター内)または高齢者福祉課

●使用するワクチン

1～3回目に接種したワクチンの種類にかかわらず、ファイザー社または武田/モデルナ社のワクチンを使用します。ファイザー社(12歳以上)は初回接種(1・2回目接種)の接種量と同量ですが、武田/モデルナ社は半量になります。

1～3回目接種とは異なるワクチンを使用した場合でも十分な効果と安全性が確認されています。ご自身のためにも、早く接種できるワクチンから接種することをお勧めします。



行田市の職員と一緒に働きませんか ～令和4年度職員採用試験を実施します(後期日程)～

▶募集職種

【新卒枠】一般事務職、一般事務職(障がい者)、土木技術職、建築技術職、保健師、管理栄養士、社会福祉士、消防職(救急救命士有資格者を含む)

【社会人経験枠】一般事務職、土木技術職、建築技術職、保健師、管理栄養士、社会福祉士

※受験条件や募集人数などの詳細は、市ホームページをご覧ください。

▶試験日および試験会場

9月18日(日)、商工センター
※試験会場は申し込み状況により変更になる場合があります。

※試験当日は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮の上、実施します。

▶申し込み

申込書など(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記載し、必要書類を添付した上で、8月1日(月)までに持参、郵送またはEメールのいずれかの方法

により提出してください。

※持参の場合は午前9時～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)

※郵送の場合は8月1日(月)の消印まで有効

【持参・郵送】〒361-8601 行田市本丸2-5 行田市人事課

【Eメール】z1201@city.gyoda.lg.jp

▶その他 受験案内申込書の請求と受験の申し込みは、郵送でも可能です。その場合は、郵送する封筒に「受験案内請求(〇〇)」または「受験申し込み(〇〇)」(〇〇には希望職種を記入)と記載の上、請求者(申込者)の住所を明記した返信用封筒(角形2号、120円分の切手を貼付)を同封してください。

▶問い合わせ 人事課人事給与グループ(内線208)



行田市民プール夏期プールを開設します

▶期間

7月23日(土)～8月28日(日)

▶利用時間

①午前10時～午後4時30分

②午後6時30分～8時30分

※人数制限なし

▶利用ができない時間帯

【室内プール】日曜日の午前10時～正午

【屋外および幼児プール】午後4時30分以降

※天候などの理由により屋外プールおよび幼児プールが中止になる場合があります。

※次の日時は団体利用による室内プールのコース制限があります。

①火・水・木・金曜日の午前10時～正午

②木曜日の午後1時30分～4時30分

③金曜日の午後3時～4時30分

④木・金曜日の午後7時～8時30分

▶利用料金

【高校生以上】市内150円、市外220円

【3歳～中学生】市内70円、市外100円

【3歳未満】無料

※障害者手帳提示による障害者割引あり

【ロッカー利用料金】50円

▶その他

・水着以外の入水は不可(おむつでの利用不可)。

・未就学児には保護者の付き添いが必要。利用に身長制限あり。

▶問い合わせ

行田グリーンアリーナ ☎553-3377 または同プール ☎555-2455

行田市水道事業運営審議会の委員を募集します

市では、水道事業の運営に関して、市民の皆さんからの意見を施策に反映させるため、行田市水道事業運営審議会の委員を募集します。

▶応募資格

- ・市内に1年以上住民登録し、水道を使用している方
- ・満18歳以上で平日昼間の会議(年1～4回程度)に出席できる方

なお、次の方は応募できません。

- (1)応募日現在、本市の他の審議会などの委員の職にある方
- (2)市職員および市議会議員

▶募集人数

1人

▶任期

委嘱した日から2年間

▶応募方法 7月29日(金)(必着)までに住所、氏名、年齢、職業、電話番号、市の水道事業に関する考えなど(400字程度)を記載した書類(様式自由)を持参、郵送、Eメールのいずれかの方法により水道課へ提出してください。

【持参・郵送】〒361-0038 行田市前谷1-1 行田市水道課

【Eメール】suido@city.gyoda.lg.jp

▶選考方法 書類選考の上決定し、結果は応募者全員にお知らせします。応募書類は返却しません。また、提出いただいた個人情報は当該委員選考の目的以外に使用しません。

▶問い合わせ

同課業務グループ ☎553-0131

株式会社官民連携事業研究所と「公民連携の促進に関する連携協定」を締結しました

市では、4月に民間事業者などとの連携のワンストップ窓口である公民連携総合窓口を設置し、公民連携を積極的に推進しています。

この一環として、公民連携に関する知見やネットワーク、他自治体との豊富な連携実績を有する株式会社官民連携事業研究所と「公民連携の促進に関する連携協定」を5月25日に締結しました。同社には、本協定に基づき、本市と民間事業者などとのマッチングやアドバイスなどのサポートをしていただきます。

今後もさまざまな方法で民間事業者などと連携し、市民サービスの向上や地域の課題解決に向けて取り組んでいきます。

▶問い合わせ

公民連携総合窓口 Co-Labo Gyoda(企画政策課内) ☎556-1113



協定を締結した鷲見英利代表取締役社長(左)と石井市長



国からマスク着用の考え方が示されました

国から新型コロナウイルス感染症対策におけるマスク着用の考え方が示されました。基本的な感染対策としてのマスク着用の位置づけに変更はありませんが、今後のマスク着用の考え方については、次のとおりとなります。

屋外・屋内でのマスク着用について

- ・屋外では人との距離(2メートル以上を目安)が確保できる場合や、距離が確保できなくても、会話をほとんど行わない場合はマスクを着用する必要はありません。
- ・屋内では、人との距離(2メートル以上を目安)が確保できて、かつ会話をほとんど行わない場合は、マスクを着用する必要はありません。

夏場は熱中症予防の観点からマスク着用の必要がない場面では、マスクを外すことを推奨しています。マスクを着用しない場合でも、引き続き手洗い、「密」の回避などの基本的な感染対策を継続し、通勤ラッシュ時や人混みの中、高齢の方と会うときや医療機関に行くときなどは、マスクを着用しましょう。

▶問い合わせ

健康づくり課 ☎553-0053



マスクに関するQ&A(新型コロナウイルスに関するQ&A)



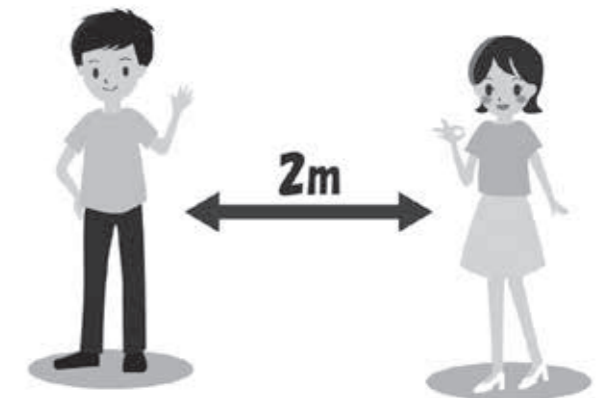
幼小中高・特別支援学校に関する情報



新型コロナウイルス感染予防のために

子どものマスク着用について

- ・人との距離(2メートル以上を目安)が確保できる場合は、マスクを着用する必要はありません。
- ・就学前のお子さんについては、マスク着用を一律には求めています。
- ・2歳未満の乳幼児のマスク着用は推奨しません。マスクを着用する場合は、保護者や周りの大人が子どもの体調に十分注意した上で着用しましょう。



国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免が受けられる場合があります

▶対象世帯および減免額

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯：全額を免除
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、次のア～ウの要件を全て満たす世帯：前年の所得に応じて減免
 - ア. 事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のいずれかが、前年と比べて10分の3以上減少する見込みであること。
 - イ. 前年の所得の合計所得金額が1,000万円以下であること。
 - ウ. 減少が見込まれる所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

▶対象となる保険税および保険料

令和3年度分および令和4年度分のうち、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに納期限が設定されているもの
 ※ただし、令和3年度分については令和3年度末に資格を取得したことなどにより普通徴収の納期限が令和4年4月以降に到来するものに限りま。

▶申請方法 国民健康保険税減免申請書(または後期高齢者医療保険料減免申請書)に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、保険年金課へ提出してください。

▶申請に必要なもの

- 国民健康保険税減免申請書(または後期高齢者医療保険料減免申請書)
- ①の場合
 - 死亡診断書または医師の診断書の写し、新型コロナウイルスに感染したことが証明できる書類
- ②の場合
 - 新型コロナウイルス感染症の影響による事業収入などの収入申告書
 - 令和4年の収入が分かる資料の写し
 - 令和3年分の確定申告書または源泉徴収票などの写し
 - 廃業などの場合は、それを証明する書類の写し
 - 退職の場合は、雇用保険受給資格者証の写し
 - 収入の減少に対し、保険金や損害賠償などから支払われる金額が分かる書類

※状況により必要な書類がありますので事前にご相談ください。

▶その他 災害などのため支払いが困難となる場合など、一定の条件を満たした方は保険税(料)の減免が受けられる場合があります。

▶問い合わせ 国民健康保険については同課国保グループ(内線271・272・273)、後期高齢者医療については同課医療国民年金グループ(内線226・227)

後期高齢者医療制度に加入している方へ 10月1日から医療費の窓口2割負担が導入されます

後期高齢者医療制度は、75歳(一定の障がいがある人は65歳)以上の方が加入する医療保険制度です。

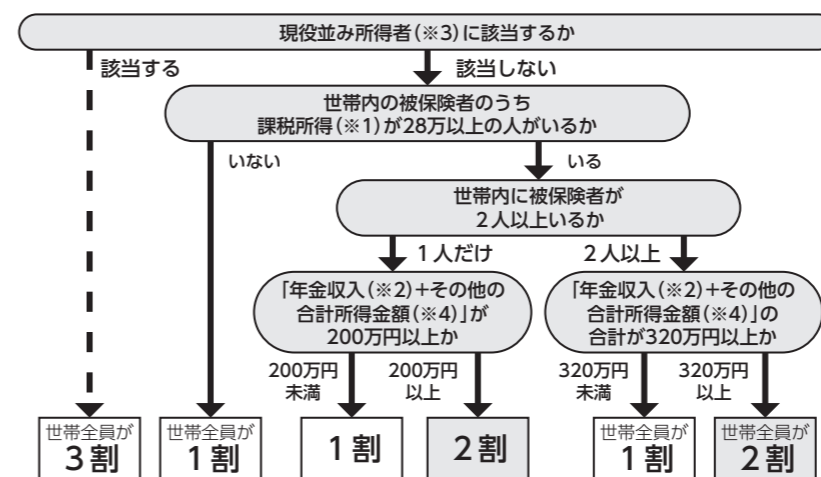
令和4年以降、団塊の世代(1947～1949年生まれ)の方が75歳以上になり始めることから、医療費の増大が見込まれます。それに伴い、10月1日から、1割負担の被保険者証をお持ちの方のうち一定以上の所得のある方は、医療費の窓口負担割合が2割に変更となります。また、健康保険証は、例年と異なり特定記録郵便(簡易書留)で2回(7月および9月)郵送されます。

窓口負担割合の変更対象

後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20パーセントの方が対象となります。

| 令和4年9月30日まで | | 令和4年10月1日から | |
|---------------------|---------|---------------------|---------|
| 区分 | 医療費負担割合 | 区分 | 医療費負担割合 |
| 現役並み所得者 | 3割 | 現役並み所得者 | 3割 |
| 一般所得者 住民税非課税世帯の人 | 1割 | 一定以上所得のある人 | 2割 |
| | | 一般所得者 住民税非課税世帯の人 | 1割 |

世帯の窓口負担割合が2割になるかどうかは、被保険者の令和3年中の課税所得(※1)や年金収入(※2)をもとに、世帯単位で判定します。



- ※1 「課税所得」とは住民税納税通知書の「課税標準」の額です。(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除(基礎控除や社会保険料控除など)を差し引いた後の金額)
- ※2 「年金収入」には遺族年金や障害年金を含みません。
- ※3 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方。
- ※4 「その他の合計所得金額」とは事業収入や給与収入などから、必要経費や給与所得控除などを差し引いた後の金額のことです。

通院・入院時の医療費と食事代の窓口負担額が減額されます

国民健康保険に加入している方

70歳未満の方および70歳以上で医療費の負担割合が3割の方が通院・入院する際、事前に申請すると「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付され、1カ月に一つの医療機関での窓口負担が自己負担限度額までとなります。また、住民税非課税世帯の方は、入院時の食事代も併せて減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。

※有効期限が令和4年7月31日の認定証をお持ちの方で、引き続き減額の適用を受ける場合は、改めて申請が必要となります。

▶申請に必要なもの

- 国民健康保険被保険者証
- 手続きに来られる方の本人確認書類(運転免許証など)
- マイナンバー(個人番号)が分かるもの

後期高齢者医療に加入している方

住民税非課税世帯の方は、事前に申請すると「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付され、1カ月に一つの医療機関での窓口負担が自己負担限度額までとなり、食事代も併せて減額されます。また、医療費の負担割合が3割の方も、事前申請により「限度額適用認定証」が交付されます。※有効期限が令和4年7月31日の認定証をお持ちで8月以降も適用になる方は、7月中に新しい認定証をお送りします。

▶申請に必要なもの 後期高齢者医療被保険者証

▶問い合わせ 国民健康保険については保険年金課国保グループ(内線271・272・273)、後期高齢者医療については同課医療国民年金グループ(内線226・227)

負担割合が2割となる方は、負担を抑える配慮措置があります

令和4年10月1日の施行後3年間(令和7年9月30日まで)は、2割負担となる方について、1カ月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増額を3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象外)。配慮措置の適用で、医療費が払い戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録されている口座へ後日払い戻します。
 ※2割負担となる方で、高額療養費の振込先口座の登録をしていない方には、令和4年9月以降に埼玉県後期高齢者医療広域連合から申請書が郵送されます。

窓口負担割合の見直しに関する問い合わせ

窓口負担割合の見直しについては、厚生労働省後期高齢者窓口負担割合コールセンター ☎0120-002-719 または 埼玉県後期高齢者医療広域連合 コールセンター ☎0120-085-950 に問い合わせてください。

▶問い合わせ 保険年金課医療国民年金グループ(内線226・227)



後期高齢者歯科健診を受けましょう

▶期間 7月1日(金)～令和5年1月31日(火)

▶対象 後期高齢者医療保険に加入している方(長期入院中の方や施設入所されている方は対象外)
 ※昭和16年4月2日～昭和17年4月1日生まれの方および昭和21年4月2日～昭和22年4月1日生まれの方には、埼玉県後期高齢者医療広域連合から歯科健診の案内が届きます。確認の上、受診してください。

▶費用 無料(2回目以降は自己負担)

▶その他 健診の結果、治療が必要と判断された場合には、別途治療費が掛かります。

▶申し込み 直接または電話で保険年金課へ申し込みください。受診票と問診票を交付しますので、市内の実施医療機関に直接申し込みください。なお、実施医療機関一覧は、受診票などと併せてお渡します。

▶問い合わせ 同課(内線227・272)

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分)を支給します

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うため、子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)の支給を行います。

▶**支給対象** 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあるひとり親世帯の児童(児童に法令で定める程度の障がいがある場合は20歳未満)を監護・養育する方のうち、次の①～③のいずれかに該当する方

①4月分の児童扶養手当の支給を受けている方

②公的年金などを受給していることにより、4月分の児童扶養手当の支給を受けていないひとり親の方

※令和3年度所得が児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回るものに限る。

③4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がっているひとり親(申請時点)の方

▶**給付額** 児童1人当たり一律5万円

▶**申請手続きおよび支給方法**

| 支給対象 | 申請 | 申請に必要な書類 | 支給方法 |
|-----------|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| 上記①に該当する方 | 不要 | | 6月24日に児童扶養手当振込口座へ振り込み済み |
| 上記②に該当する方 | 必要 | <ul style="list-style-type: none"> 戸籍謄本(すでに児童扶養手当の受給資格について認定を受けている方は不要) 申請者の本人確認書類の写し 通帳またはキャッシュカードの写し 【②の方】令和2年中の収入額および年金額が分かる書類(令和3年度所得課税証明書(本市に令和2年中の税申告が済んでいる方は不要)、年金振込通知書など) 【③の方】令和2年2月以降かつひとり親になって以降の任意の1カ月分の収入が分かる書類(給与明細書、事業・不動産収入の帳簿など)。ただし、可能な限り申請する月に近い月のものであること。※必要に応じて、その他書類の提出をお願いする場合あり。 | 支給要件に該当する方の申請内容を確認した後、指定口座へ1カ月程度で振り込み |
| 上記③に該当する方 | 必要 | | |

▶**申請・問い合わせ** 令和5年2月28日(火)までに直接子ども未来課手当・給付グループ(内線262・292)

つどいの広場の実施場所が一部変更になります

市では、おおむね3歳未満のお子さんとその保護者が自由に遊び、他の親子と交流できる施設として、つどいの広場を市内5カ所に開設しています。

次の期間、実施場所・日時が変更となりますので、ご利用の際はご注意ください。

▶**変更期間** 7月16日(出)～8月30日(火)※7月18日(月)および8月11日(休)は休み

▶**変更期間中に実施するつどいの広場**

| 名称 | 所在地 | 日時 | 電話番号 |
|--------|---------------------|---------------------|----------|
| はすのこ | 児童センター内 | 月～土曜日 午前10時～午後3時 | 553-2108 |
| みなみかわら | 老人福祉センター 南河原荘隣 | 月～土曜日 午前9時～午後2時 | 557-0977 |
| さきたま | 埼玉保育園 (埼玉4595-1) | 火～木曜日 午前9時～午後2時 | 559-2433 |

※変更期間中はつどいの広場「さくら」、「ひがし」では実施しません。

▶**その他** つどいの広場「さきたま」は、午前9時～正午は保育室開放、正午～午後2時は電話または面接による子育て相談(面接は要予約)になります。

▶**問い合わせ** 子ども未来課子ども・子育てグループ(内線262)

児童扶養手当、特別児童扶養手当およびひとり親家庭等児童養育手当の現況届・所得状況届の提出をお願いします

児童扶養手当、特別児童扶養手当およびひとり親家庭等児童養育手当を受給されている方は、現況届または所得状況届を提出する必要があります。該当する方には7月下旬ごろに案内の書類を送付しますので、期間内に必ず提出してください。

▶**受付期間**

【児童扶養手当】8月1日(月)～31日(火)※一部の対象者は申請期限が19日(金)ですので、案内を必ず確認してください。

【特別児童扶養手当】8月12日(金)～9月11日(日)
【ひとり親家庭等児童養育手当】8月1日(月)～31日(火)

▶**受付時間**

【月～金曜日】午前8時30分～午後5時15分(祝日を除く)

【日曜日】午前8時30分～正午

▶**場所** 子ども未来課

▶**問い合わせ** 同課手当・給付グループ(内線262・292)

地域包括ケアフォーラム「フレイル^{ひげつ}予防で健康長寿 ～いつまでも元気で暮らし続ける秘訣～

コロナ禍で外出自粛生活が続く、高齢者の心と身体フレイル(虚弱)が懸念されています。フレイルは放っておくと要介護の状態になることもあります。食事に気を付け、運動や社会活動をすることで、元の健康な状態に戻すことができます。フレイル予防に取り組むことは、身体機能が向上するだけでなく、一緒に活動する仲間ができるなど、人とのつながりを通じて孤独感の解消や心の安らぎにつながることもわれています。

住み慣れた地域で、いつまでも元気に暮らし続けられるよう、フレイル予防について学んでみませんか。

▶**日時** 7月26日(火)午後1時30分～3時(午後1時から受け付け)

▶**場所** 「みらい」文化ホール

▶**内容** コロナ禍における高齢者の状況、フレイルの要因、元気に過ごすためのポイントなどの説明

▶**講師** 山田実さん(筑波大学人間系教授)

▶**定員** 500人(先着順)

▶**受講料** 無料

▶**その他** 新型コロナウイルス感染症の影響で中止となる場合は、市ホームページでお知らせします。

▶**問い合わせ** 高齢者福祉課地域包括ケアグループ(内線278)



介護施設で働きたい方へ 介護の就業支援制度説明会

県では介護施設での就業支援を幅広く行っています。介護職・介護補助職に就きたい方は支援制度の説明会へご参加ください。

▶**日時** 7月27日(水)、8月26日(金)いずれも午後1時30分～3時30分

▶**場所** 産業文化会館第3会議室

▶**内容** 介護の就業支援内容(仕事内容、職場体験、介護の入門的研修など)の説明

▶**対象** 求職中の方

▶**持ち物** 筆記用具

▶**申し込み・問い合わせ** 開催前日までに電話で(株)シグマスタッフ大宮支店☎048-782-5173

新しい国民健康保険被保険者証を 発送します

7月31日で有効期限切れとなる国民健康保険被保険者証(70～74歳の方は国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証)(保険証)の更新に伴い、新しい保険証を簡易書留郵便で発送します。7月4日(月)から順次発送し、31日(日)までに該当世帯にお届けする予定です(郵便都合により到着が遅くなる地域があります)。8月1日以降、医療機関で診察を受けるときは、必ず新しい保険証(オレンジ色)を提示してください。また、旧保険証(青色)は各自で処分してください。

▶**加入・喪失の手続きはお早めに**

国民健康保険(国保)に加入するときや、職場の健康保険に加入したときなどは、届け出が必要です。届け出は本人と同じ世帯の方が行うこともできます。

加入は届け出の日からではなく、職場の健康保険を脱退した日までさかのぼって加入となります。届け出が遅れると国民健康保険税も加入月までさかのぼって課税となりますので、1回の支払い額が高額になることがあります。

また、国保の資格を喪失しているにもかかわらず、国保の保険証を提示し診察を受けた場合は、国保が負担した診療費を返金することになります。

▶**加入手続きに必要なもの**

職場の健康保険をやめたことが分かる証明書

▶**喪失手続きに必要なもの**

国保と職場の保険証
※いずれの手続きにも、手続きに来られる方の本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証など)が必要です。

▶**問い合わせ** 保険年金課国保グループ(内線271・272・273)

介護保険料の減免特例を実施します

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入が令和3年分の収入と比べて減少が見込まれる65歳以上の被保険者の方を対象に、介護保険料の減免を実施します。

対象要件などの詳細は、7月中旬に郵送する令和4年度の納入通知書に同封されるお知らせまたは、市ホームページをご覧ください。

▶**問い合わせ** 高齢者福祉課介護保険グループ(内線277)

花火は注意事項を守って遊ばしましょう

夏の風物詩である花火の季節がやってきます。「おもちゃ花火」は、家庭で手軽に遊ぶことができますが、遊び方を間違えると火事や火傷など、思わぬ事故につながりかねません。また、新型コロナウイルス感染症予防のアルコール類による手指消毒も注意が必要です。アルコール類は引火性が高く、衣類や体に燃え移る危険があります。花火で遊ぶ際は、次の注意事項を守りましょう。

- ・風の強いときには、花火遊びをしない。
- ・水バケツを用意し、使った花火は必ず水につける。
- ・子どもは大人と一緒に遊ぶ。
- ・花火を人や物に向けない。
- ・説明書をよく読み、注意事項を必ず守る。
- ・アルコール類で手指消毒した後は、すぐに火には近づかない。

▶問い合わせ

消防本部予防課 ☎550—2121



公益社団法人
日本煙火協会



防災行政無線の情報伝達試験を実施します

自然災害や武力攻撃などの発生時に備えて、防災行政無線を利用した全国瞬時警報システム(Jアラート)の全国一斉情報伝達試験を次のとおり実施しますのでご留意ください。

▶試験日時 8月10日(水)午前11時ごろ

▶放送内容 上りチャイム音→「これはJアラートのテストです(3回繰り返し)。こちらは防災行田です」→下りチャイム音

※Jアラートとは、国が把握した時間的に余裕がない緊急情報を市町村の防災行政無線などを利用して瞬時に伝達するシステムです。

▶問い合わせ 危機管理課(内線282)

ご活用ください 耐震診断・耐震改修補助制度

県では、昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築された建築物のうち、病院や店舗、福祉施設など多くの人が利用する一定規模以上の建築物に対して、耐震診断、耐震補強設計および耐震改修工事の費用の一部を補助しています。

▶問い合わせ 県建築安全課 ☎048—830—5527

ご登録ください 小規模契約希望者登録制度 (令和4・5年度更新・新規申請)

市では、競争入札参加資格者名簿に登録されていない方の受注機会を拡大し、市内経済の活性化を促進するため、小規模契約希望者登録制度を設け、市内に本店をお持ちの事業主に発注を行っています。

▶対象 市が発注する建設工事、修繕、業務委託、建設資材、物品購入などのうち、比較的軽易で履行の確保が容易であり、契約金額が原則として50万円以下(建設工事は130万円以下)のもの

※申請は5業種まで

▶登録期間 8月1日～令和6年7月31日の2年間

▶申請方法 7月22日(金)までに契約検査課へ申請してください。申請書などは同課で配布または市ホームページ(入札・契約情報内)からダウンロードできます。

▶その他 名簿登録後は、市ホームページに事業者情報を掲載します。

▶問い合わせ 同課契約グループ(内線213)

日本遺産認定5周年記念 クイズラリーを実施します

日本遺産ストーリー「和装文化の足元を支え続ける足袋蔵のまち行田」認定5周年を記念して、クイズラリーを実施します。

実施期間中、自由に日本遺産の構成資産を巡って問題を解いていきましょう。交換所に回答を提出した方には、記念品の絵葉書をお渡しします。また、全問正解者の中から後日抽選で10人に賞品をお送りします。

▶日時 7月16日(土)～9月4日(日)

▶クイズ配布場所・記念品交換所 日本遺産ガイドンセンター(行田5-15足袋蔵まちづくりミュージアム2階)、観光物産館「ぶらっとりぎょうだ」、郷土博物館、ヴェールカフェ

▶持ち物 筆記用具

▶問い合わせ 文化財保護課(内線5320)



ご活用ください 建築物のアスベスト対策補助制度

県では、民間建築物のアスベスト対策として、アスベスト含有の恐れのある吹付け材の含有調査および吹付けアスベストの除去などの工事に対する費用の補助をしています。

▶問い合わせ 県建築安全課 ☎048—830—5525

8月は平和月間です 平和について考えてみませんか

本市は、平成3年3月20日に平和都市宣言、平成13年3月22日に非核平和都市宣言をしています。また、市では「世界平和はみんなの願い」と書かれた懸垂幕を皆さんの目につきやすい場所に常時掲示し、平和意識の向上を図っています。

平和月間に合わせ、多くの皆さんに戦争の悲惨さと平和の尊さについて考えてもらうため、催しを行います。ぜひご参加ください。

平和展

平和への願いを込めて、戦争の悲惨さを物語る貴重な資料を展示するとともに、小学生を対象とした創作体験を開催します。

【第1会場】

資料展示

▶日時 8月5日(金)～16日(水)午前9時～午後9時30分
※10日(水)・12日(金)を除く

▶場所 コミュニティセンターみずしろ1階ギャラリー

創作体験

「なぜ、エコラップ(みつろうラップ)を作ることが平和につながるのか?SDGsの視点で考えよう!」

▶日時 8月7日(日)午前9時30分～午後3時30分

▶場所 コミュニティセンターみずしろ101会議室

▶内容 蜜蝋を使用したエコラップを作る体験を通して環境問題と世界平和につながる視点を学ぶ。

※夏休みの自由研究や調べる学習コンクールとして使えるまとめシートを提供します。

▶対象 小学生

サマージャンボ宝くじが発売されます

サマージャンボ宝くじ

○1等…5億円×24本
○前後賞…各1億円×48本
※発売総額720億円・24ユニットの場合

サマージャンボミニ

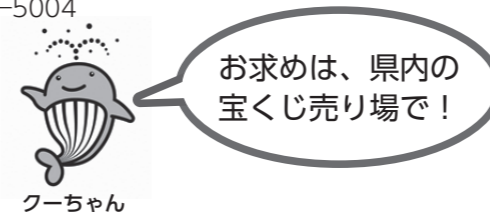
○1等…3,000万円×28本
※発売総額210億円・7ユニットの場合

▶発売期間 7月5日(火)～8月5日(金)

▶発売場所 全国の宝くじ売り場および宝くじ公式サイト(https://www.takarakuji-official.jp/)

▶抽選日 8月17日(水)

▶問い合わせ (公財)埼玉県市町村振興協会 ☎048—822—5004



▶定員 40人(40枚)※1枠30分単位で4人(正午～午後1時を除く)

▶参加費 1枚500円(材料費など含む)

▶共催 特定非営利活動法人ぎょうだ市民'sネット

▶その他 エコラップを複数枚制作希望される場合は、別枠を追加で申し込んでください。

▶申し込み 7月1日(金)から二次元コードを読み取り申し込みください。

▶問い合わせ 同法人事務局 ☎080—1335—0795

【Eメール】g.shiminsnet@gmail.com



【第2会場】

▶日時 8月1日(月)～15日(月)

▶場所 市役所正面玄関ロビー

子どもたちによる“平和なまち”絵画展2022

市内小学校を通じて、「平和なまち」をテーマにした絵画作品を募集します。応募作品は、11月ごろコミュニティセンターみずしろで展示します。詳細が決まりましたら、改めてお知らせします。

戦争体験談および写真や物品の提供

市では、戦争の記憶を風化させないため、戦争体験談や戦時中の写真などをまとめた「戦争記録集」を発行しています。引き続き、自身の戦争体験を話すことができる方や戦争に係る写真や物品などを募集していますので、ご協力いただける場合は地域活動推進課までご連絡ください。

▶問い合わせ 同課協働推進グループ(内線252)

一般コミュニティ助成事業(宝くじ助成)の申請を受け付けます

一般財団法人自治総合センターでは、地域住民の自主的なコミュニティ活動の促進と自治意識の向上を目的に、宝くじの受託事業収入を財源として、コミュニティ活動に必要な備品の整備に助成金を交付しています。

▶対象 自治会などのコミュニティ組織

▶助成額 100万円～250万円

▶補助率 10分の10(10万円未満切り捨て)

▶対象備品 太鼓、みこし、法被、山車、テント、集会所備品など

▶その他

・書類提出後、審査を行い助成の可否を決定します。必ずしも「申請＝採択」となるものではありませんのでご了承ください。

・助成の決定は翌年度当初となり、決定後、同年度中の事業実施となります。

▶申請・問い合わせ 地域活動推進課自治振興グループ(内線211)

夏季の節電にご協力を

今年の夏も厳しい暑さが予想され、電力需要の増加が見込まれます。熱中症などの体調管理に十分気を付けながら、無理のない範囲で各家庭でも節電の取り組みをお願いします。

家庭でできる節電対策

- ・エアコンを使用する場合は28度を目安にし、設定温度を上げてみましょう。扇風機や送風機を併用すると、冷房効率が上がり、より効果的です。
- ・使用していない照明を小まめに消しましょう。
- ・長時間使用していない電気製品のプラグをコンセントから抜きましょう。

▶問い合わせ 環境課 ☎556—9530

納期のお知らせ (7月分)

普通徴収(納付書や口座振替で納めていただく方)

固定資産税・都市計画税・・・2期 国民健康保険税・・・1期
後期高齢者医療保険料・・・1期 介護保険料・・・1期

納期限 8月1日(月)

- ・市税などの納付には、「安心！確実！便利！」な口座振替をご利用ください。
- ・納付の相談は随時窓口で実施しています。

▶問い合わせ 税務課(内線236・237)

各種相談 (7月15日～8月14日)

※新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応するため、急きょ中止または延期とする場合があります。

| 相談 | 場所 | 期日 | 時間 | 問い合わせ | |
|-----------------------|----------------------------|---------------------------------------------------------------|----------------|---------------------------|-------------------------------------------|
| 法律(予約制) | 産業文化会館 2階会議室 | 7月26日(火) | ※予約は7月1日(金)から | 午前9時30分～正午 | 地域活動推進課 (内線252) |
| | | 8月12日(金) | ※予約は7月15日(金)から | | |
| 行政機関に対する 意見・要望 | 産業文化会館 2階会議室 | 7月25日(月) | | 午後1時30分～3時30分 | |
| 消費生活 多重債務 | 市役所 | 毎週月～金曜日(祝日を除く) | | 午前9時30分～正午 午後1時～3時30分 | 消費生活センター (内線495) |
| 不動産 | 市役所 | 7月20日(水) | | 午前9時～11時30分 | 公益社団法人埼玉県宅 地建物取引業協会北埼玉 支部 ☎562—5900 |
| 相続、遺言、離婚、 日常生活の困り事 | VIVAぎょうだ | 8月10日(水)※予約制 | | 午後1時～4時 | 埼玉県行政書士会埼玉 支部 ☎564—0104 |
| 夫婦関係・DVなど (予約制) | VIVAぎょうだ | 毎週木・土曜日 ※土曜日は市内在住の方を対象に電話相談 も受け付けます。 | | 午後1時～4時 (電話相談は午後1時～2時) | VIVAぎょうだ ☎556—9301 |
| 人権 | 忍・行田公民館 | 8月10日(水) | | 午後1時30分～3時30分 | 人権推進課 (内線221) |
| 税務(予約制) | 関東信越税理 士会行田支部 (市役所前) | 毎週水曜日(祝日を除く)※予約受け付け は毎週月・水・金曜日(祝日を除く)の 午前10時30分～午後3時30分 | | 午後1時～4時 | 関東信越税理士会 行田支部 ☎554—1411 |
| 夜間の納付相談 | 市役所 | 毎週水曜日(祝日を除く) | | 午後5時15分～7時 | 税務課(内線236・237) |
| 水道料金の夜間納付 | 水道庁舎(前谷) | 7月19日(火)、8月2日(火) | | 午後5時15分～7時 | 水道課 ☎553—0131 |

夏のエコライフ DAY・WEEKに ご参加ください

エコライフDAY・WEEKとは、省エネ・省資源など環境に配慮した一日を送り、簡単なチェックシートで温室効果ガスである二酸化炭素の削減量を把握し、ライフスタイルを見直すきっかけを作る取り組みです。市では、この取り組みに参加する団体を募集しています。

▶対象 参加者3人以上の自治会、企業、その他の団体

▶その他 個人で参加される場合は、環境課または各地域公民館で配布しているチェックシートに記入してください。7月29日(金)までに同課に持参するか行田環境市民フォーラムの協力により各地域公民館に設置している回収ボックスに提出してください。

▶申し込み・問い合わせ 同課 ☎556—9530

エコライフDAY2021冬の 結果をお知らせします

エコライフDAYとは、省エネ・省資源など環境に配慮した一日を送り、簡単なチェックシートで温室効果ガスである二酸化炭素の削減量を把握し、ライフスタイルを見直すきっかけを作る取り組みです。

市では市内の小・中学生とその家族に協力をいただき、1月17日～23日の期間内で実施しました。また、エコライフDAY実施の募集をしたところ、6団体(二持田第一自治会、持田西自治会、ものづくり大学、行田市民大学、行田市民大学同窓会、行田郷土史研究会2012)から応募があり、それぞれ期間を設定し、実施していただきました。今回から行田市民環境フォーラムの協力により、各地域公民館を利用するクラブやサークルの方にも参加していただきました。

今回のエコライフDAYにより削減できた二酸化炭素の量は2,705,530グラムとなりました。これは約1,147リットルのガソリンを燃焼させたときに排出する二酸化炭素の量と同じです。

| 参加区分 ※1 | 参加数 (人) | 二酸化炭素削減量 (g) | 一人当たりの削減量 (g) | |
|---------|---------|--------------|---------------|-----|
| 小学5年生 | 児童 | 510 | 420,005 | 824 |
| | 家族、教職員 | 519 | 443,695 | 855 |
| 中学2年生 | 生徒 | 467 | 381,778 | 818 |
| | 家族、教職員 | 244 | 220,054 | 902 |
| 一般 | 応募団体※2 | 371 | 308,886 | 833 |
| | 公民館※2 | 772 | 529,795 | 686 |
| 市役所 | 職員など | 535 | 401,317 | 750 |
| 合計 | 3,418 | 2,705,530 | 792 | |

※1参加区分によってチェック項目が異なります。

※2応募団体および各地域公民館の数値の詳細は市ホームページをご覧ください。

▶問い合わせ 環境課 ☎556—9530

集積所の美化にご協力ください

最近、未分別のごみや生ごみが袋に入れられずそのまま集積所に放置されている事案が多発しています。カラスや野良猫があさるなどして路上に散乱し、悪臭や交通の妨げの原因となります。

集積所は、管理者(各地区の衛生協力会やアパートなどの管理会社)の責任により管理されています。集積所を利用する方は、管理者が管理しやすいよう、正しい分別を守り集積所の美化にご協力をお願いします。なお、管理者は、居住者への分別ルールの周知および不適正排出物の処理を徹底するようお願いいたします。

分別のポイント

①燃やせるごみは紙袋に、燃やせないごみはビニール袋に入れましょう。

※段ボールは資源物です。紙袋の代わりとして使用せず、資源物として出してください。

②粗大ごみ・有害ごみ・資源物(缶ビン類、紙布類)は、燃やせるごみ・燃やせないごみの集積所とは別に、お住まいの地区に1～2カ所程度設置されています。

※缶、ビンは燃やせないごみの集積所には出せません。必ず資源物として出してください。

③家電リサイクル法に定める品目(テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫、冷凍庫、衣類乾燥機)や建築資材(木材、障子、ドアなど)は粗大ごみ集積所には出せません。※廃棄物処理業者に処理を依頼するなど、適正に排出してください。

▶問い合わせ 環境課 ☎556—9530



ごみ分別
マニュアル

▼問い合わせ 環境課 ☎556—9530

さしあげます

- ▷乗馬マシン ▷ハンディアイロン ▷ランドセル ▷タスキの剝製 ▷猫用トンネル ▷車椅子 ▷テーブル ▷テレビ ▷電気式生ごみ処理機 ▷ペットキャリー ▷ベビーゲート ▷補聴器 ▷圧力鍋 ▷大正琴 ▷折り畳み式ベッド

ゆずってください

- ▷電子レンジ ▷椅子 ▷大人用自転車 ▷着付け練習ボディ(和服用) ▷電子キーボード ▷プロパンガスコンロ ▷ロックミシン ▷子ども用自転車 ▷オープンレンジ ▷ベビーベッド ▷ベビーバス ▷泡だて器 ▷エアロバイク ▷計量器 ▷空気清浄機 ▷扇風機 ▷非接触型体温計 ▷パソコン ▷バーベル ▷ランニングマシン

不用品情報(無料)
市では、資源の有効利用とごみの減量を図るため、不用品登録制度を実施しています。この制度は紹介制となりますので、紹介後は、本人同士で話し合いの上、無償で品物の受け渡しを行ってください。
なお、登録期間は3カ月です。登録受け付けの際、写真を提供していただける方は、その旨を申し出てください。

健康づくりチャレンジポイント事業に参加しよう

市では、健康づくりを推進するために、健(検)診やウォーキング、健康教室(認定講座)などに参加していただいた方に、行田商店共通商品券をプレゼントしています。商品券を使って、心と体をリフレッシュしましょう。

申請場所 健康づくり課(保健センター内)
対象 次の①～③の全ての要件に該当する方

- ①市内在住で20歳以上の方(令和5年3月31日現在)
- ②特定健診または後期高齢者健診、人間ドック、職場の健診、市の健康診査のいずれかを受診した方
- ③ア.各種がん検診(胃・肺・大腸・子宮・乳)受診、イ.歯周病検診・歯科受診、ウ.行田市もの忘れ検診(認知症検診)受診、エ.健康づくりチャレンジポイント認定講座への参加、オ.健康づくり課における健康相談の利用、カ.薬局での糖尿病予防検体測定検査の実施、キ.ウォーキングの実施(1カ月で15万歩以上を3カ月継続)、ク.健康レシピ認定店・空気も美味しいお店の利用のア～クの3項目以上に該当する方

※定期的な医療機関受診の検査は該当になりません。

※健康づくりチャレンジポイント認定講座は申し込み制です。詳細は「市報ぎょうだ」で随時お知らせします。

※ウォーキングは毎日の歩数を3カ月記録し、記録した用紙などを提出してください。

参加費 無料
持ち物 健(検)診結果、参加記録、活動記録などの原本
申し込み 令和5年3月3日(金)までに同課※必ず、本人が来所
申請の流れ

健康づくりのため、健(検)診を受けたり、認定講座に参加して必要事項を満たす。

健康づくり課で健(検)診結果や参加記録をチェック。気になる点は相談をお受けします。
※本人が健(検)診結果や参加記録などを持参すること

1,000円の行田商店共通商品券を受け取り、健康づくりのために活用する。

(健康づくりチャレンジポイント認定講座・健康づくりマイスター養成講座) 自宅で簡単！筋トレ&脂肪燃焼講座

日時 7月15日(金)午前10時～11時30分(午前9時45分から受け付け)
場所 行田グリーンアリーナ柔道場
内容 健康運動指導士が自宅でも簡単かつ効果的に取り組める運動について、実技を交えながら講義します。
対象 市内在住の方
定員 30人(先着順)
持ち物 筆記用具、室内用運動靴、水分補給できるもの、タオル
その他 参加された方にはマイスターポイントカードを交付します。
申し込み 直接または電話で健康づくり課

市内25カ所でクールオアシスを実施中

外出時に目まいや立ちくらみなど熱中症と思われる症状が起きた場合に備えて、市内25カ所の施設で「クールオアシス」を実施しています。クールオアシスを実施している施設では、夏の暑さで気分が悪くなった方のために熱中症対策応急キットを用意しています。具合が悪くなったときは無理をせず、クールダウンをしましょう。

実施施設 各公民館、市役所本庁舎、保健センター、各地域包括支援センター、総合福祉会館「やすらぎの里」

キット内容 経口補水液、冷却剤、冷却水、体温計など

(健康づくりチャレンジポイント認定講座・健康づくりマイスター養成講座) 生活習慣病予防に！今が大事なお口の健康

日時 8月5日(金)午前10時～11時30分(午前9時45分から受け付け)
場所 保健センターホール
内容 歯科衛生士が生活習慣病の予防にもなる口の健康づくりについてお話しします。
対象 市内在住の方
定員 20人(先着順)
持ち物 筆記用具、水分補給できるもの
その他 参加された方にはマイスターポイントカードを交付します。
申し込み 直接または電話で健康づくり課

蚊を介する感染症の予防対策

これから蚊が発生する季節を迎えます。蚊が媒介する感染症にかからないためには、住まいの周囲に蚊を増やさない対策をすることが重要です。蚊は、植木鉢の受け皿や屋外に放置された空き缶に溜まった雨水など、小さな水たまりで発生するため、日頃から住まいの周囲の水たまりをなくすように心掛けましょう。

また、海外へ渡航する際は、渡航前に現地での流行状況を把握しましょう。蚊を媒介とする感染症の流行地域へ渡航する場合には、蚊に刺されないように、肌を露出せず、虫よけ剤を使用するなど、蚊に刺されない対策をしましょう。

※蚊の活動はおおむね10月下旬ごろで終息します。これらの対策は10月下旬ごろまでを目安に行いましょう。

子どもの健康

赤ちゃんクラス(申し込み不要)

日時 7月19日(火)午前9時30分～11時
内容 お子さんの体重測定や育児相談
対象 4カ月未満のお子さんとその保護者

離乳食(初期)教室(要申し込み)

日時 7月5日(火)午前10時30分～11時30分(午前10時15分から受け付け)
対象 4～6カ月のお子さんとその保護者(保護者のみの参加可)

離乳食(後期)教室(要申し込み)

日時 7月6日(水)午前10時30分～11時30分(午前10時15分から受け付け)
対象 9～11カ月のお子さんとその保護者(保護者のみの参加可)

乳幼児相談(要申し込み)

日時 7月27日(水)午前9時30分～11時30分
対象 就学前のお子さんとその保護者

乳幼児健診など

事業名 4カ月児健診、離乳食(初期)教室、1歳6カ月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診
その他 対象者には通知します。転入されたお子さんと、前住所地で受診していない方は健康づくり課にご連絡ください。

おとなの健康

健康相談(要申し込み)

日時 7月29日(金)
※時間は申し込みの際にお知らせします。
場所 保健センター
内容 保健師、栄養士、歯科衛生士による食事、生活習慣、歯の健康についての相談



#7119 (365日24時間対応)

病院に連れて行こうか迷ったときや受診できる医療機関を知りたいときの全国共通ダイヤルです。また、県では、「埼玉県AI救急相談」を実施しています。
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0703/aikyukyuu.html>

お子さんの健康が気になるときだからこそ、予防接種と乳幼児健診は、遅らせずに予定どおり受けましょう。
健康づくり課(保健センター内)や医療機関では、感染予防対策を徹底、実施しています。



みんなの保健室

問い合わせ 健康づくり課(保健センター内)
長野2-3-17 TEL:553-0053 FAX:555-2551

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、感染状況により、中止または延期となる場合があります。最新情報は市ホームページでお知らせします。

休日急患診療

休日や祝日の急な病気やけがのときは次の医療機関をご利用ください。

| 期日 | 医療機関名 | 電話番号 |
|----------|-------------|----------|
| 7月17日(日) | 清幸会行田中央総合病院 | 553-2000 |
| 7月18日(月) | 壮幸会行田総合病院 | 552-1111 |
| 7月24日(日) | 壮幸会行田総合病院 | 552-1111 |
| 7月31日(日) | 清幸会行田中央総合病院 | 553-2000 |
| 8月7日(日) | 清幸会行田中央総合病院 | 553-2000 |
| 8月11日(木) | 壮幸会行田総合病院 | 552-1111 |
| 8月14日(日) | 壮幸会行田総合病院 | 552-1111 |

診療時間 午前10時～午後5時

診療科目 内科、小児科、外科

※医療機関が変更されることがありますので、事前に問い合わせてください。

在宅医療窓口

「病気があがるが、足が不自由で通院できない」「寝たきりの家族がいて床ずれが心配」などの相談があるとき

- ・行田市在宅医療・介護連携支援センター ☎553-2003
- ・相談時間 午前9時～午後5時
- ※土・日曜日、祝日、年末年始を除く

「歯科医院への通院が困難」「訪問歯科診療を行っている歯科医院が知りたい」などの相談があるとき

- ・在宅歯科医療推進窓口 ☎080-1391-8020
- ・相談時間 午前10時～午後3時(正午～午後1時を除く) ※土・日曜日、祝日、年末年始を除く



今月は、今夏に開催される第104回全国高校野球選手権大会キャッチフリーズコンクール(朝日新聞社、朝日放送テレビ、朝日放送ラジオ主催)日本高野連後援)において、全国の高校生の応募6千965点からグランプリに輝いた渋谷瑠良さんを紹介いたします。

高校の先輩が前回のコンクールで優秀賞を受賞したことに刺激を受け応募した渋谷さん。締め切りが一週間前に差し迫った時にリビングでふと思いついたのが「この夏も、応援したい君がいる。」でした。幼いころから祖父の家を訪れてはテレビで高校野球と一緒に観戦し、野球のルールが分からなくとも、ひたむきにプレーする選手たちを応援していた自身の気持ちをそのまま言葉にしたそうです。しかし当初は、「この夏も」



第104回全国高校野球選手権大会 キャッチフリーズコンクールでグランプリを獲得

渋谷 瑠良さん(長野・18歳)

と「この夏も」との二択で悩んでいたと明かします。「夏の大会はこの先も開催されますが、選手が104回目の大会に臨めるのは一度きり。その一度しかない舞台で悔いのないよう頑張りたいという願いを込めて「この夏も」ではなく「この夏も」にしました」と笑顔で話します。

渋谷さんは姉の影響で空手を習い始め、小学5年生から中学3年生までの5年間は県大会(日本空手協会主催)の組手部門で常に優勝を飾るほどの実力。その実績から推薦枠で入学した高校でも続けるつもりでしたが、不運なことに高校一年の冬に疲労骨折で腰を痛め、「組手」でレギュラーになることが難しくなりました。空手から離れることも選択肢にあったそうですが、「家族の応援があつてずっと続けてこられた空手をやめたくない」と組手は無理でも、「形」で空手を続けることを決意しました。

人の応援が選手の背中を押していることを人一倍知っている渋谷さんだからこそ生まれたキャッチフリーズ。今まさに渋谷さんの高校最後の空手インターハイが始まっており、今作品は夏の甲子園に挑む球児たちに熱いエールを送り届けるだけでなく、自身をも奮い立たせています。

※渋谷さんの作品「この夏も、応援したい君がいる。」は、第104回全国高校野球選手権大会のポスターをはじめ、試合中の阪神甲子園球場電光掲示板などで使用される予定です。

新型コロナウイルス感染症の状況により、予告なく図書館サービスやイベントを変更または中止する場合があります。詳細は図書館ホームページをご覧ください。

ビブリオバトル ワークショップ 2022

- ▶日 時 8月7日(日)午後2時～4時(午後1時40分受け付け)
- ▶場 所 中央公民館第1学習室
- ▶内 容 みんなで集まって5分間でお気に入りの本を紹介し、最後に読みたくなった本を投票してチャンプ本を決めるビブリオバトルを行う。
- ▶講 師 新井直也さん(県立小川高等学校司書)
- ▶対 象 小学生(高学年)、中学生とその保護者 ※子どものみの参加可
- ▶定 員 30人(先着順)
- ▶参加費 無料
- ▶持ち物 お気に入りの本1冊
- ▶申し込み 7月15日(金)午前9時～8月3日(水)午後7時に二次元コードによる電子申請、直接、電話のいずれかの方法で図書館



こども司書チャレンジ ~やってみよう!図書館の仕事~

普段利用している図書館ではどのような仕事をしているか夏休みに体験しませんか。

- ▶日 時 8月18日(木)・19日(金)午後1時～4時
- ▶内 容 ・窓口業務(書架整理、貸出・返却作業)
・本の企画展示、POP作成、本の修理 他
- ▶対 象 小学5・6年生※2日間連続で参加できる方
- ▶定 員 3人程度(申し込み多数の場合は初めての方を優先し抽選)
- ▶持ち物 筆記用具
- ▶申し込み 7月26日(火)までに二次元コードによる電子申請、直接、電話のいずれかの方法で同館 ※抽選結果は8月5日(金)までに連絡します。



図書館を通じての世代間交流事業(寺子屋事業) 「おじいちゃん おばあちゃんのたまたまばこ」

| 期 日 | 内 容 |
|----------|-------------|
| 7月21日(木) | おりがみを楽しもう |
| 7月22日(金) | はじめてのおもしろ工作 |
| 7月27日(水) | おもしろ絵本工作 |
| 7月28日(木) | 昔の遊びを楽しもう |

- ▶時 間 午後2時～2時30分
- ▶場 所 図書館おはなしのへや
- ▶対 象 幼児・小学校低学年の児童とその保護者
- ▶定 員 各回5組(先着順)
- ▶参加費 無料
- ▶その他 申し込み不要

定例イベント *図書館で楽しいひととき*

| イベント名 | 日 時 | 内 容 | 対 象 | 協力団体など | 場 所 |
|-------------------------------|-----------------------------|------------------------------------------------------|-------------------------------------|-----------------|----------------------|
| ボランティアによるおはなし会 | 7月17日(日) 午後2時 | 絵本や紙芝居など | 幼児・小学生 | おしゃべりインコの会 | 図書館おはなしのへや |
| | 7月23日(土) 午前11時 | | | | |
| | 8月6日(土) 午後2時 | | | | |
| | 8月13日(土) 午後2時 | | | | |
| たまごおはなし会 | 7月20日(水)、8月10日(水) 午前10時30分 | 絵本、手遊び、パネルシアターなど | 0歳～3歳児ぐらい | 図書館職員 | 図書館ミーティングルーム |
| びびよおはなし会 | 8月7日(日) 午後2時 | 中止 | | | |
| こっこおはなし会 | 7月16日(土) 午後2時 | 絵本の読み聞かせ、工作、折り紙など | 小学生 | | 図書館おはなしのへや |
| 英語であそぼう | 7月17日(日) 午前11時 | 英語の歌遊びや絵本の読み聞かせ | 幼児・小学生 | レガスピキャセリン マナロさん | |
| 子ども映画会 | 8月14日(日) 午後2時 | ふしぎ駄菓子屋 銭天堂(第7～10話) | | 図書館職員 | |
| 図書館シネマ倶楽部 | 7月24日(日)午後1時30分(午後1時10分開場) | 稲川淳二のあまりにも怖すぎる話(82分)ディレクター・プロデューサー:三木和史ストーリーテラー:稲川淳二 | 大人を対象としていますが、どなたでも鑑賞できます(定員40人、先着順) | 図書館職員 | 「みらい」映像ホール |
| ブックスタート | 7月27日(水)、8月3日(水) 午前10時～正午の間 | 絵本の読み聞かせや育児相談など | 市内在住の2カ月以上1歳未満のお子さんとその保護者 | NPO法人子育てネット行田 | 図書館ミーティングルーム |
| ミニ移動図書館車「たびりん号」 in 行田はちまんマルシェ | 7月10日(日)、8月14日(日) 午前9時～正午 | 本の貸し出し・読み聞かせ・DVD上映会など(本を借りる方は、図書館利用カードをお持ちください) | どなたでも | 図書館職員 | 行田はちまんマルシェ(若葉保育園駐車場) |

佐間3-24-7(「みらい」内) TEL: 556-4227 FAX: 555-3770 ホームページ: <https://www.lib-gyoda-saitama.jp>

私の作品

- 俳句
- 門井町 宮田 淑尚
でで虫や律儀に老いて無位無官
- 佐間 西岡 良男
蒼天やこいのぼりにも序列あり
- 城西 榊原しずか
待ち侘びし知らせのありて髪洗ふ
- 持田 園部 貞雄
蝸牛いくさ無き世を急がねば
- 下忍 荒井 王子
実を付けしまま売れ残る苗木市
- 荒木 藤田 栄之
暮鳴くや思い出せないパワード
- 富士見町 鈴木スイ子
万葉碑辿り歌人となる立夏
- 長野 矢内はる子
生涯に一度の恋や花さばてん
- 荒木 秋山 二郎
麦秋の中に戦車の轍あり
- 門井町 宮田 淑尚
平和なる朝ありがたく新茶汲む
- 忍 伊藤 誠一
何もかもカード払いの夏の旅
- 門井町 井上タカ子
残雪の蔵王で祝う米寿かな
- 忍 大澤 由子
一献の至福味わふ新走り
- 矢場 島田 健治
庭守る石の蛙も目借時
- 荒木 高澤よね子
記念樹のマロニエ高く庭染める
- 樋上 吉澤とし子
梅雨兆す真夜の一人の拭き掃除
- 門井町 塚原 武夫
朝採りの玉葱提げて客来り
- 持田 宇佐美崇信
洋館朽ちて柔らかに蟬生る
- (三沢 一水 選)

○俳句応募方法 一人3句以内。毎月末日(必着までに、住所、氏名(ふりがな)、電話番号を明記の上、はがき・封書で広報広聴課。なお、一部添削して掲載する場合がありますが、不要であれば「添削不要」と記載してください。

イベント

みんなでまなぼう地域の文化財 in 星河公民館

市では、かけがえのない文化財をみんなで守り次世代へ伝えるため「行田市文化財保存活用地域計画」の作成を進めています。文化財に関する市の取り組みや市内各地域の文化財について、市民の皆さんとともに学び合うパネル展示を開催します。



須加諏訪神社の獅子頭
(郷土博物館寄託)

- ▶日時 7月23日(土)午前10時～午後3時
- ▶場所 星河公民館2階会議室
- ▶内容
 - ・市の歴史と文化財に関するパネル展示
 - ・会場周辺地域(北河原、南河原、星河、須加、荒木)の歴史と文化財に関するパネル展示
 - ・参加型コーナー(文化財マッピング体験などを予定)
- ※会場には解説員が常駐します。
- ▶入場料 無料
- ▶その他 市域を3ブロックに分け、1ブロックずつ順に開催します。次の開催ブロックは埼玉・下忍・長野・太田を予定しています。詳細は市報ぎょうだ8月号でお知らせします。
- ▶問 文化財保護課 ☎553-3581

介護教室
「楽ちん介護 救急対応編」

- ▶日時 7月20日(水)午前10時～11時30分
- ▶場所 ふあみいゆ東館(下須戸65-1)
- ▶内容 介護を受けている家族に急な事態が起きたときの救命措置を体験し、学ぶ。
- ▶対象 家族を介護している方、介護予防に関心のある方で、新型コロナウイルスの3回目接種がお済みの方
- ▶定員 15人(先着順)
- ▶参加費 無料
- ▶持ち物 筆記用具、飲み物
- ▶その他 動きやすい服装でお越しください。
- ▶問 7月15日(金)までに電話で地域包括支援センターふあみいゆ ☎558-0088
- ▶問 高齢者福祉課(内線278)

認知症サポーター養成講座

- ▶日時 8月2日(水)午後1時30分～3時
- ▶場所 VIVAぎょうだ学習室
- ▶内容 認知症についての基本的な知識、認知症の方への適切な対応方法、相談機関などを学ぶ。
- ▶対象 市内在住・在勤・在学の方
- ▶定員 15人(先着順)
- ▶受講料 無料
- ▶持ち物 筆記用具
- ▶その他 受講終了後にはサポーターの証として、「オレンジリング」と「埼玉県認知症サポーター証」をお渡しします。
- ▶問 直接または電話で地域包括支援センター緑風苑(須加1563) ☎557-3611(月～金曜日)
- ▶問 高齢者福祉課(内線278)

コスタ(Co.Study)!ママパパ!
～子育て世代の
コミュニティスペース～

- ▶日時 7月24日(日)午前10時～午後3時(正午～午後1時を除く)
- ▶場所 ヴェールカフェおよび店舗前広場(水城公園内)
- ▶内容 赤ちゃん寝相フォトスペース・子ども落書きフォトコーナー、スラックレール・スラックライン体験会、ペップトーク体験会、モルック体験、水攻め祭り体験など
- ▶参加費 ペップトーク体験会500円、水攻め祭り体験100～300円
- ▶主催 (公社)行田青年会議所
- ▶後援 行田市
- ▶その他 託児あり(定員6人)
- ▶問 午前9時～午後3時(正午～午後1時を除く)に同会議所事務局 ☎556-4115

行田市ゼリーフライの大使 潮崎ひろの震災復興チャリティライブ #134、135、136

- ▶日時 7月24日(日)、8月28日(日)、9月25日(日)【1回目】午前11時15分【2回目】午後2時15分
- ▶場所 忍城址
- ▶出演 潮崎ひろの、地元ミュージシャン
- ▶観覧無料
- ▶問 チャリティライブ実行委員会 ☎554-0789

講演・講座・教室

伊藤千尋氏記念講演会

- ▶日時 7月24日(日)午後2時開演
- ▶場所 中央公民館第1学習室
- ▶演題 「今こそ憲法九条を世界に」
- ▶入場料 無料
- ▶主催 行田九条の会
- ▶問 同会原口 ☎556-0691

イベントなどの中止・延期情報

新型コロナウイルス感染症の影響で催しなどが中止・延期になる場合があります。詳しくは、各連絡先にお問い合わせするか、市ホームページでご確認ください。



イベントなどの実施状況(6月21日現在)

| 開催日 | 名称 | 実施状況 | 問い合わせ |
|---------|----------------|------|-----------------------------------------------------|
| 7月 | 第29回市民祭・浮き城まつり | 中止 | 浮き城まつり実行委員会 松井 ☎080-3150-7282 または商工観光課(内線389) |
| 7月3日(日) | 第25回行田蓮まつり | 中止 | 商工観光課(内線389) |

第14回ゆうゆう文化展

- ▶日時 7月15日(金)午後1時～5時、16日(土)午前9時～午後5時、17日(日)午前9時～午後4時
- ▶場所 コミュニティセンターみずしろギャラリー
- ▶内容 絵手紙、絵画、俳句、川柳などの展示
- ▶入場料 無料
- ▶後援 行田市
- ▶問 年金者組合行田支部支部長飯島 ☎555-2072

HAPPY感謝祭

- ▶日時 8月7日(日)午前10時～午後3時
- ▶場所 牧禎舎(忍1-4-11)
- ▶内容 ミニガーデンピック、フェイクスイーツマグネット、花文字、水引ストラップ、ネイルなどの体験
- ▶定員 30人(先着順)
- ▶費用 各体験1回500円(複数体験可)
- ▶主催 トルコらんぶ工房HAPPY
- ▶その他 浴衣着用の場合、特典あり。
- ▶問・問 7月5日(水)～20日(水)に電話で岡田 ☎050-3177-4839

行田絵手紙あおい会
第12回合同展

- ▶日時 7月23日(土)～25日(月)午前9時～午後5時(25日は午後4時まで)
- ▶場所 コミュニティセンターみずしろギャラリー
- ▶内容 行田絵手紙あおい会と市内公民館絵手紙クラブの作品展示
- ▶問 同会大沼 ☎554-2655



2022年国民平和大行進

- ▶日時 7月20日(水)午前9時～10時30分※小雨決行
- ▶集合場所 市役所前
- ▶内容 市役所付近でスタンディング宣伝・集会
- ▶主催 国民平和大行進行田実行委員会
- ▶後援 行田市
- ▶持ち物 帽子
- ▶その他 休憩・飲み物の準備あり。
- ▶問 行田協立診療所菊池 ☎556-6755

プールでちゃぷちゃぷ

- ▶日時 8月1日(月)・2日(火)・4日(水)・5日(金)午前10時30分～11時30分
- ▶場所 児童センターテラス
- ▶内容 ビニールプールで水遊びをする。
- ▶対象 3歳以下のお子さん
- ▶定員 各回10人(先着順)
- ▶参加費 無料
- ▶持ち物 水着、水遊び用おむつ(おむつを使用しているお子さん)、濡れてもよい靴・帽子、タオル、飲み物
- ▶その他 保護者の付き添いが必要。複数回参加も可
- ▶問・問 直接または電話で同センター ☎554-5706

街かどギャラリー
足袋のまち行田の資料展

- ▶日時 7月4日(月)～8月30日(火)午前9時～午後3時※土・日曜日、祝日を除く
- ▶場所 熊谷商工信用組合行田支店(天満3-16)
- ▶内容 行田と日本各地の足袋に関する資料や足袋、ポスター、ラベルなどの展示
- ▶問 栗原 ☎090-1535-4460

「明治・大正・昭和」
忍町・行田の資料展

- ▶日時 7月4日(月)～8月30日(火)午前9時～午後3時※土・日曜日、祝日を除く
- ▶場所 武蔵野銀行行田支店(行田4-5)
- ▶内容 明治・大正・昭和時代の忍町・行田に関する資料や引き札、絵はがきなどの展示
- ▶問 栗原 ☎090-1535-4460

広告

広告

相談

子育て談話室「たんぽぽ」

- ▶日時 8月1日(月)午前10時～11時30分
- ▶場所 総合福祉会館「やすらぎの里」
- ▶内容 親同士が子育て情報を語らう。
- ▶対象 市内在住で乳幼児を持つ保護者
- ▶定員 親子10組(託児あり)
- ▶参加費 1組100円
- ▶主催 行田市民生委員・児童委員連合会
- ▶後援 行田市、行田市教育委員会、行田市社会福祉協議会
- ▶申・問 7月1日(金)～31日(日)午後3時に同協議会 ☎557-5400



行政書士無料相談会

- ▶日時 7月27日(水)午後1時30分～4時30分
- ▶場所 行田商工会議所会議室(忍2-1-8商工センター3階)
- ▶相談内容 埼玉県行政書士会の行政書士が、創業・事業運営、事業承継、建設業などの許認可申請、遺言、相続、契約書、内容証明などの相談に応じる。※要予約
- ▶申・問 電話で同会理事星山 ☎580-7131

介護保険認定調査員

- ▶業務内容 要介護認定に関する調査
- ▶資格 介護支援専門員または介護認定調査員の経験があり普通自動車免許をお持ちの方
- ▶勤務時間 1週間に20時間未満(勤務詳細は応相談)
- ▶募集人数 1人
- ▶時給 1,217円
- ▶申 7月22日(金)までに市販の履歴書(写真貼付)に必要事項を記入の上、高齢者福祉課へ持参してください。
- ▶問 同課(内線228)

下水道排水設備工事責任技術者資格認定共通試験

- ▶試験日 11月27日(日)
- ▶試験会場 聖学院大学(上尾市戸崎1-1)
- ▶受験資格 次の①～④のいずれかに該当する方
 - ①高等学校の土木工学科またはこれに相当する課程を修了し卒業した方
 - ②高等学校を卒業した方で、排水設備工事などの設計または施工に関し、1年以上の実務経験を有する方
 - ③排水設備工事などの設計または施工に関し、2年以上の実務経験を有する方
 - ④①～③に準ずる方
- ▶受験料 1万円
- ▶申 8月22日(月)から下水道課で配布する受験案内を参照の上、9月30日(金)(必着)までに郵送により提出してください。
- ▶問 同課 ☎564-0303

募集

第37回「浮き城のまち行田少年の主張大会」参加者

- ▶期日 11月5日(土)
- ▶応募要件 市内の小学5・6年生および中学生
- ▶作文原稿量および意見発表時間 400字詰め原稿用紙3枚半程度で5分以内
- ▶テーマ 未来について考えること(希望・提案・将来の夢)や学校・家庭・地域・社会・友達のことなどについて、日頃感じていることや訴えたいことなど
- ▶申 応募原稿を9月15日(木)までに生涯学習スポーツ課に提出してください。
- ▶問 同課 ☎556-8319



荒川図画コンクール

- ▶応募期間 9月15日(木)まで
- ▶題材 荒川流域の川やダム風景
- ▶対象 小学生
- ▶その他 入賞者には応募作品をスタンドにして贈呈
- ▶申・問 荒川上流河川事務所ホームページからダウンロードした応募用紙に必要事項を記入し、画用紙の裏面に貼り付けて荒川図画コンクール実行委員会事務局(同事務所調査課内) ☎049-246-6360



初心者剣道教室

- ▶日時 9月4日～10月2日の毎週日曜日(全5回)午前9時～10時
- ▶場所 行田グリーンアリーナ剣道場
- ▶内容 簡単な礼法や作法を習得し、竹刀を使った素振りや打ち込みなどの体験を通じて剣道特有の文化を学ぶ。
- ▶対象 幼稚園、保育園の年長以上(6歳以上)
- ▶定員 15人程度
- ▶参加費 無料
- ▶持ち物 運動ができる服装、マスク、手ぬぐい
- ▶主催 行田市剣道連盟
- ▶後援 (公財)埼玉県剣道連盟
- ▶申・問 8月15日(月)までに電話で行田市剣道連盟事務局伊藤 ☎090-7416-0205

日本遺産のまち足袋蔵昔体験セミナー

- ▶日時 7月31日(日)午前9時30分～午後4時30分
- ▶場所 牧禎舎(忍1-4-11)
- ▶内容 日本遺産である牧禎舎を活用し、昭和初期の子供たちの遊びや生活体験(うどん打ちなど)、ものづくり体験(足袋作り、陶芸絵付け、ゼリーフライ作り)とまち歩きを通して「日本遺産のまち行田」を体感する。
- ▶対象 小学4～6年生
- ▶定員 20人(申し込み多数の場合は抽選)
- ▶参加費 2,000円
- ▶申 7月1日(金)～15日(金)に参加者氏名(ふりがな)、学校名、学年、年齢、性別、保護者氏名(ふりがな)、電話番号(固定・携帯)、住所を明記の上、Eメールでまちづくりミュージアム【Eメール】gyoda@tabigura.net
- ▶問 同ミュージアム ☎552-1010(午前10時～午後4時)

日本遺産認定5周年記念事業 親子講座 「足袋をはいたらっこパンづくり」

- ▶日時 ①7月23日(土)午前9時～正午 ②7月24日(日)午前9時～午後0時30分
- ▶場所 VIVAぎょうだ
- ▶内容 SDGsについて学んだ後、パン作りをする。
- ▶対象 市内の小中学生(①1・2年生②3～6年生)とその保護者
- ▶定員 各回10組(先着順)
- ▶受講料 1組1,000円
- ▶持ち物 マスク、飲み物、エプロン、三角巾、布巾、食品用ラップフィルム、スリッパまたは上履き、手拭きタオル、パンを持ち帰る袋
- ▶その他 ひととき保育は行いません。
- ▶申・問 7月8日(金)から直接または電話でVIVAぎょうだ ☎556-9301 ※月曜日は休館

令和4年度夏休み伝統文化体験教室

▶日時・内容など

| 教室名 | 日時 | 内容 | 講師 |
|------------|-------------------|---------------------|----------|
| はじめての書道教室 | 8月6日(土) 午前10時～正午 | 正しい作法で自分の名前を書き上げます。 | 彩書家 美蓮さん |
| はじめての折り紙教室 | 8月7日(日) 午前10時～正午 | 伝統的な折り紙の折り方を学びます。 | 村松尚子さん |
| はじめての茶道教室 | 8月11日(木) 午前10時～正午 | 茶道の作法、マナーについて学びます。 | 加藤洋子さん |

- ▶場所 中央公民館和室
- ▶対象 市内在住の小学3～6年生
- ▶定員 各教室12人(先着順)
- ▶参加費 無料
- ▶その他 3つの教室全てを受講することもできます。「はじめての

書道教室」に参加する方は、学校で使用している書道道具を持参してください。

- ▶申し込み 7月7日(木)午前9時～29日(金)に直接、電話、行田市電子申請・届出サービスのいずれかの方法により同館

「書道教室」 「折り紙教室」 「茶道教室」



- ▶問い合わせ 同館 ☎556-2649

広告

広告

行田歴史系譜 340

資料がかたる 行田の歴史

40

近世人が選んだふるさと八景

日本における八景は、中国の湖南省にある瀟湘八景(山市晴嵐・漁村夕照・遠浦帰帆・瀟湘夜雨・煙寺晚鐘・洞庭秋月・平沙落雁・江天暮雪)になぞらえて、土地の名勝を選んだのが始まりとされます。江戸時代後期には近江八景(滋賀県)や金沢八景(神奈川県)を描いた浮世絵が、当時の旅行ブームと相まって人気を博しました。



『泉山景境詩歌集 天』 (埼玉県立図書館デジタルアーカイブより一部抜粋)

八景と名のつく景勝地は全国にありますが、行田市域でもこれまで複数の八景が選定されています。北河原村の泉福山照岩寺(行田市北河原)の僧侶・竺岩が元文2年(1737)に出版した『泉山景境詩歌集』では、照岩寺を中心とした周囲の風景から泉山八景が選ばれています。詩歌集は3巻構成で、禅僧や公卿などの名士文人がそれぞれの名勝を題材に作った漢詩、和歌、連歌が集められ、1巻目には挿絵も載っています。泉山八景は日光(黒髪山)晴嵐・筑波根夕照・赤城暮雪・泉山秋月・熊谷晚鐘・利根川帰帆・

成田落雁・長井夜雨とされ、瀟湘八景の名付けと対応する形式です。日光、筑波根(筑波山)、赤城といった遠方の地名も含まれていますが、照岩寺の立地は利根川に近く、川向こうに見える隣国の山々の姿も身近な名勝としてとらえていたのではないのでしょうか。

それから約百年後の天保11年(1840)、別の八景が忍城下で選定されました。この時に忍八景と称して選ばれたのは、日光の暮雪・利根の帰帆・熊谷の晚鐘・荒川の夕照・櫓の晴嵐・城外の落雁・丸墓の秋月・尾崎の夜雨です。これを題材とした句を額に仕立てて佐間村の天満宮に奉納するため、城下の武士と佐間組の村々に住む農民が共同したことが佐間の旧家に伝わる資料から分かっています。北河原村で選ばれた泉山八景と異なる点として、櫓や丸墓(丸墓山古墳)、尾崎(小崎沼)など忍城下から南の地域にある場所が多く選ばれており、当時の城下とその周辺に住む人々が考える名勝がどのようなものであったかをうかがい知ることができます。特に丸墓山古墳と小崎沼は、18世紀後半から19世紀前半にかけて藩主阿部氏や俳人、神社関係者などを通じて内外に知られたことで、名勝としてより強く認識されるようになったのかもしれない。(郷土博物館 岡本夏実)

はじめまして



令和3年9月生まれのお子さんを募集します

- 7月1日(金)~29日(金)に電話またはEメールで広報広聴課(内線318) ※応募要領は市ホームページをご覧ください。
応募者多数の場合は、8月1日(月)午前11時から市役所203会議室で公開抽選を行います。



令和3年7月生まれのおともだち



大幡帆乃香ちゃん(駒形)
令和3年7月3日生まれ
父・智志さん 母・佳子さん
「毎日笑顔がありがとう♡」



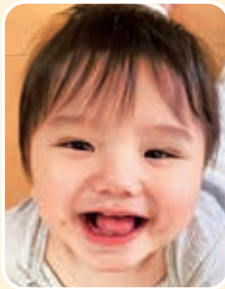
三品海生ちゃん(長野)
令和3年7月24日生まれ
父・正輝さん 母・恵海さん
「出生654g!大きくなったね! 本当にありがとう♡」



本間絢晴ちゃん(城南)
令和3年7月12日生まれ
父・直樹さん 母・希さん
「我家のやんちゃ坊主 強く優しく育ってね!」



川崎壮真ちゃん(下忍)
令和3年7月23日生まれ
父・雅敏さん 母・友紀子さん
「元気に生まれてきてくれて ありがとう♡」



児玉蒼空ちゃん(城西)
令和3年7月5日生まれ
父・和之さん 母・真澄さん
「我が家の愛されマンネ♡」



黒澤英仁ちゃん(長野)
令和3年7月15日生まれ
父・暁史さん 母・祐美さん
「我が家の3人目、 元気に育ってね!」

今月の表紙

今年の4月から成人年齢が20歳から18歳に引き下げられました。18歳になる県立進修館高等学校の3年生も「大人」仲間入りです。

今月は民法改正による変更点や、契約する上でトラブルを回避するポイントを消費生活センターの方のアドバイスを交えながら紹介します。



現在の友だち登録数28,800人!

行田市公式LINEの友だち登録はこちらから!

● 市政・イベント・防災などに関する行政情報を発信します。



ホームページ https://www.city.gyoda.lg.jp



環境にやさしい 植物油インキ

市報ぎょうだは再生紙を使用しています